平成２７年（フ）第１５８号
岡山県倉敷市連島町西之浦566番地３　ＪＯＹ連島102、住民票上の住所岡山県岡山市東区西大寺松崎222番地４
債務者　後山さゆり（旧姓福池）
１　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
岡山県倉敷市白楽町596番地１　南列東側
債務者　山根　　満
１　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
岡山県倉敷市白楽町596番地１　南列東側
債務者　山根　實千
１　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
岡山県総社市中央６丁目13番地158
債務者　室　　剛
１　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１０６９号
北海道石狩市樽川９条１丁目94番地
債務者　郷　　強
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０９０号
札幌市豊平区月寒東５条８丁目４番５号　小熊ハイツ２号
債務者　齊藤　　登
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０３号
札幌市白石区菊水５条３丁目５番10号　アークコート菊水Ⅱ―301号
債務者　菅原　吉己
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１１６号
札幌市東区北19条東６丁目２番23号　ボヌールメゾン201号
債務者　和田　慎吾
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２４号
札幌市北区新琴似１条11丁目６番３号　ビリオネア新琴似203号
債務者　三谷志保子（旧姓河田）
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２９号
札幌市東区北36条東６丁目３番15号　エスポアールシンエイ402号
債務者　森　　伸洋
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１４０号
札幌市南区北ノ沢２丁目４番３号
債務者　相澤　直人
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１４６号
札幌市中央区北７条西17丁目７番地18　ＫｉｎｄＨｉｌｌｓ103号
債務者　沢田　優也
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５０号
札幌市西区西野９条８丁目７番10号
債務者　砂子　房子
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５７号
札幌市東区北36条東４丁目１番８号　コーポ和101号
債務者　津田　美穂（旧姓本田）
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１６２号
札幌市中央区北３条西26丁目３番32―101号
債務者　三上満樹子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１８６号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番７―228号
債務者　前田　敦士
１　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部